

築上町告示第111号

平成24年第2回築上町議会臨時会を次のとおり招集する

平成24年10月11日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 平成24年10月19日
- 2 場 所 築上町役場議事堂

開会日に応招した議員

小林 和政君	宮下 久雄君
丸山 年弘君	工藤 政由君
工藤 久司君	有永 義正君
吉元 成一君	田村 兼光君
塩田 文男君	西畑イツミ君
塩田 昌生君	中島 英夫君
田原 宗憲君	信田 博見君
武道 修司君	西口 周治君

応招しなかった議員

平成24年 第2回 築上町議会臨時会 会議録 (第1日)

平成24年10月19日 (金曜日)

議事日程 (第1号)

平成24年10月19日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- 日程第4 議案第85号 平成24年度築上町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第5 議案第86号 工事請負契約の締結について
- 日程第6 議案第87号 工事請負契約の締結について
- 日程第7 議案第88号 物品売買契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 議長の報告
- ・提出された案件等の報告
- 日程第4 議案第85号 平成24年度築上町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第5 議案第86号 工事請負契約の締結について
- 日程第6 議案第87号 工事請負契約の締結について
- 日程第7 議案第88号 物品売買契約の締結について

出席議員 (16名)

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 小林 和政君 | 2番 宮下 久雄君 |
| 3番 丸山 年弘君 | 4番 工藤 政由君 |
| 5番 工藤 久司君 | 6番 有永 義正君 |
| 7番 吉元 成一君 | 8番 田村 兼光君 |

9番	塩田 文男君	10番	西畑イツミ君
11番	塩田 昌生君	12番	中島 英夫君
13番	田原 宗憲君	14番	信田 博見君
15番	武道 修司君	16番	西口 周治君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 進 克則君	書記 則松 美穂君
----------	-----------

説明のため出席した者の職氏名

町長 .....	新川 久三君	副町長 .....	八野 紘海君
総務課長 .....	吉留 正敏君	財政課長 .....	則行 一松君
産業課長 .....	中野 誠一君	建設課長 .....	平尾 達弥君
下水道課長 .....	古田 和由君	総務課長補佐 .....	平田 美樹君
財政課長補佐 .....	高橋 静雄君	総務課電算係 .....	松本 憲幸君

午前10時00分開会

議長（田村 兼光君） 皆さん、おはようございます。ただいまの出席議員は15名です。定数に達していますので、平成24年第2回築上町議会臨時会を開会します。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。町長、新川町長。

町長（新川 久三君） 皆さん、おはようございます。1件だけ行政報告ということで、今まで光ネットの関係で、いろいろ協議を進めてまいりましたけれども、8月30日にプロポーザルということで、一応募集をインターネットでしました。

そしたら、NTT西日本と、それから関西ブロードバンド、それからQ T N e tという3社からの公募がございました。

そして、10月、最終的な契約は10月、皆さんのお手元に配付しておりますけど、9月27日に一応、協定書というようなことで協議を交わしたところでございます。

この中身で、基本的にはプロポーザルの中で、当初見積もりが、NTTが3億6,000万、それからQ T N e tが3億1,700万と、それから関西ブロードバンドというところは、7億

3,290万ということで、この、元にいたしまして、詳細にさらに一応関西の分は除きまして、Q T N e t と N T T で詳細な提案を受けていったところでございます。

そういう形の中で、最終的に決め手となったのが、負担金もさることながら、いわゆる利用料、町民の皆さんが利用する標準的なプランで月額1,000円程度安くなるわけでございます。それから、初期費用、これもN T T は2万6,000円ほどかかりますけれども、Q T N e t はかからないという、1,000円未満というふうな形が出てきておるわけでございます。

そういうことで、最終的には、Q T N e t のほうに一応、決定をいたしまして協定書を結んでいったと、協定書についてはお手元に御配付のとおりでございます。

そしてなお、利用につきましては、もう既に電柱等の調査を行って、来年の4月には、一応早いところでは利用できるというふうになるかと思えます。

そして、契約では26年3月31日ということで、期限を設定しておりますが、大体今頃には、全町くまなく利用ができるようになるのではなかろうかなと。

このようなことで、Q T N e t との話をしていただいておりますが、そういうことで念願の光ネットの設置が、これも当初は9億予算を組まさせていただいておりますが、見積もり等とったら、8億ぐらいの見積もりということでございますけど、実質的には、3億1,700万で、一応負担が済むというようなことで大幅な負担減になったということでございます。

そしてなお、これも御承知かと思えますけど、財源は合併特例債を使わせていただくということで、既に国との協議も終えているところでございます。

以上、報告いたします。

議長（田村 兼光君） これで報告を終わりました。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

#### 日程第1．会議録署名議員の指名

議長（田村 兼光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、2番、宮下久雄議員、3番、丸山年弘議員を指名します。

#### 日程第2．会期の決定

議長（田村 兼光君） 日程第2、会期の決定について議題といたします。

議会運営委員長の報告を求めます。信田委員長。

議会運営委員長（信田 博見君） 平成24年第2回築上町議会臨時会の議会運営委員会の報告

をいたします。

10月16日、議会運営委員会を開会し、お手元に配付の日程案のとおり決定いたしました。

10月19日本日は、本会議に議案の上程、議案質疑応答、討論、採決です。会期は、本日1日限りとすることが適当だと決定いたしましたので報告いたします。

議長（田村 兼光君） 以上で、委員長の報告を終わります。

お諮りします。本臨時会の会期は、委員長報告のとおり、本日1日限りと決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定しました。

### 日程第3．諸般の報告

議長（田村 兼光君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

お手元に配付していますとおり、案件は、平成24年度築上町一般会計補正予算（第4号）について外3件です。

以上で、報告を終わります。

### 日程第4．議案第85号

議長（田村 兼光君） 議事に入ります。

お諮りします。本日の臨時会で提案されています、日程第4、議案第85号平成24年度築上町一般会計補正予算（第4号）についてから、日程第7、議案第88号物品売買契約の締結についてまでを、会議規則第39条第2項の規定により、委員会付託を省略し、本日即決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号から議案第88号は、委員会付託を省略し、本日即決することに決定しました。

日程第4、議案第85号平成24年度築上町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。則行財政課長。

財政課長（則行 一松君） 議案第85号平成24年度築上町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第218条第1項の規定により、平成24年度築上町一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり提出する。平成24年10月19日、築上町長新川久三。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第85号は、平成24年度築上町一般会計補正予算（第4号）についてでございます。

本予算案は、既定の歳入歳出予算の総額が113億9,110万円でございます。これに、2億1,280万円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を116億390万円に定めるものでございます。

この予算は、平成24年7月九州北部地区の豪雨ということで災害が発生をいたしました。これの災害復旧関連費用でございます。その内訳は、施設園芸災害対策支援ということで、これは農家の施設園芸災害で、国から復旧費が出ると37万6,000円、それから農地災害の復旧費用が3,218万9,000円、それから農業用施設災害復旧費用1億2,709万円、それから林業施設災害復旧費用384万5,000円、道路橋梁災害復旧費用1,180万円、河川災害復旧費用3,750万円となっているところでございます。

歳入の主なものは、農業用施設等については、これは地元の分担金を581万2,000円ほど予定しております。それから、国庫負担金が、公共土木の部分につきましては、1,576万円、それから農業用施設につきましては、9,468万5,000円ということで、それからあと起債を若干借り入れます。農業施設災害復旧費が、5,300万円、公共土木の災害復旧事業費2,040万円、それからあとは一般財源といたしましては、前年度繰越金の1,996万4,000円を一応充てておる次第でございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありますか。  
工藤議員。

議員（4番 工藤 政由君） 災害復旧費だろうと思いますけど、一つは地元の農地災害がほとんど地元の負担金があるのかと、受益者の負担金があるのかと思いますが、その中で大きなところ、例えば、池、地元負担金がたくさんあって、または、地元が負担金を払えなくて見送ったというような例があるのかどうか、もう一つ、今、ぱっと資料見たんですが、大きな災害、大規模な災害の箇所、例えば1,000万円を超えるような工事箇所があれば知らせてもらいたいと思います。

議長（田村 兼光君） 平尾建設課長。

建設課長（平尾 達弥君） 災害復旧事業に関しましても、受益者のおられる、特定される農地、または農業施設災害復旧事業については地元負担金をとっております。御質問のありましたように、負担金が払えなくて、事業を取り下げたということは、私は、補助事業として採択を受けた中では、当然、通常の事業に比べて補助費ですかね、補助率も大きいもので、地元分担金の率も通常の単独事業に比べても地元分担率も下がっておりますので、そういう理由で取り下げという

ことはありません。

それと、大規模な事業ということで1,000万円以上の申請を予定しているところとしましては、農業施設災害、農地のほうの尻深池と後ヶ迫池、その2件が1,000万円ぐらゐを超える予定になっております。

それで、これは一応、林道災害、それと公共土木災害につきましては、査定が終わりまして、ある程度、申請額は決定されておりますけれど、農業災害につきましては、本日農業災害の第1回目の査定があつておりまして、終わりまして、最終的な朱入作業ということで、きょうやつておりますけど、今後の日程としましては、来週の29日の週にもう一度ありまして、その後、随時申請がでそろつた時点で、査定を行うということで、福岡県に関しては、11月以内に査定を全部完了するという予定でやっておりますので、農業用施設災害、それとあと農地災害につきましては、申請予定額ということで今回の予算を計上させてもらっております。

以上です。

議長（田村 兼光君） 工藤議員。

議員（4番 工藤 政由君） ほとんど、農地災害。農地災害については建設課の部署でやるわけ、それはいいんやけど。農地災害で、災害の場合は地元分担金、どれぐらゐであるの。後ヶ迫池とどこ、場所。

議長（田村 兼光君） 平尾建設課長。

建設課長（平尾 達弥君） 後ヶ迫池は、場所は、アゲノウドウを御存じですか。俗に言いますけど。旧椎田です。上り松の入口のところの池ですね。

あと、負担金につきましては、負担金の率の御質問だったですよ。災害復旧事業にのつたものにつきましては、補助残の10%ということで、負担金をとっております。

議員（4番 工藤 政由君） 普通の復旧工事とあまり変わらない。

建設課長（平尾 達弥君） 通常事業は30%。

議長（田村 兼光君） いいですか。ほかにございませつか。工藤議員。

議員（5番 工藤 久司君） この災害は、当時、大小合わせて300以上の被害があつたと聞いておりますが、今回の災害事業でその箇所の大體何%ぐらゐの工事になるのかをお尋ねします。

議長（田村 兼光君） 平尾建設課長。

建設課長（平尾 達弥君） 以前、業務委託の関係で臨時議会で予算をいただきましたけど、その時点でどれぐらゐの災害報告があつたかということで、300件超えの報告がありました。ということで、こちらで説明をしましたが、その中でも委託費の箇所数、当時も約100件ほどの工事の災害復旧事業の見込みがあるということで御説明してありました。300件超えというのは、これこれこういう被害がとか、こういう状況にあるという、地元のほうからの連絡の入つ

たものを、すべて取りまとめたような形で、それ以降、それを整理していくと災害復旧事業として行うのが大体100件、それで今回実施の予定につきましても、約同じ同等数ぐらいの事業の箇所数になるかと思います。

議長（田村 兼光君） いいですか。（「パーセンテージどれぐらいですか」と呼ぶ者あり）

建設課長（平尾 達弥君） 予定といいますか、7月時点でわかっていた工事の見込み数からいくと、ほぼ90%ぐらいのところになります。

議長（田村 兼光君） いいですか。ほかにございませんか。中島議員。

議員（12番 中島 英夫君） 農業災害費の37万9,000円じゃったかな。これは、ほとんど農地の場合は、やはり一部負担が今、話題になっておるね。当然あるわけ。確か、半数とかというようなことを言われたような気がするんですが、なぜこれだけ、これは個人の所有物でしょ。これだけなぜ、37万9,000円の予算を見ると、100%なんですね。100万かかるけれども、37万9,000円だけのことなのか。とにかく補助率は、2分の1じゃったのか、とにかくなぜこれが100%なのか、そのところを説明してください。

議長（田村 兼光君） 中野産業課長。

産業課長（中野 誠一君） お答えします。

歳出の8ページにございます農業振興費の中の19節、施設園芸災害対策支援事業補助金、37万6,000円計上しておりますが、これは24年度の福岡県園芸農業と総合対策事業で行います施設園芸災害対策事業でございまして、小山田のいちご農家が今度の豪雨によりまして、ハウスの中の加湿機が故障いたしました。そして、それが全体の事業費は79万円でございます。そのうち県費が2分の1、37万6,000円でございますので、その分を町に補助金いただきまして、そのまま本人に支援するというものでございまして、本人は2分の1負担でございます。

議長（田村 兼光君） いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第85号について採決を行います。議案第85号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第85号は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第5・議案第86号

議長（田村 兼光君） 日程第5、議案第86号工事請負契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第86号工事請負契約の締結について、「公共下水道事業」椎田処理区管渠築造工事（3-3工区）について、次のように工事請負契約を締結するものとする。平成24年10月19日提出、築上町長新川久三。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第86号は、工事請負契約の締結についてでございますが、本案は、椎田処理区管渠築造工事ということで、3-3工区、場所は、保育園の横の道でございますけど、10月3日に、条件付一般競争入札を行いました。

この競争入札には、5社の入札の参加申し込みがあり、結果は別紙のとおりでございます。機動建設工業株式会社九州支店が、消費税込み7,035万円でくじ引きによる落札ということで、契約をいたしておるところでございます。

なお、土木一式工事ということで、小口径の推進工ということで、400ミリの管を埋設していくわけでありまして、一応長さには、100メートル強の長さでございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方。武道議員。

議員（15番 武道 修司君） 今回、条件付きの一般競争入札ということでされてはいますが、この条件というのは、どういうふうな条件をつけて、この入札になったのか。一般競争入札ですので、申し込みの方法とかいろいろあると思いますが、申し込みがインターネットで申し込みなのか、それともこちらの窓口まで来ての申し込みだったのか、どういう手続でされたのか、その点について質問したいと思います。

議長（田村 兼光君） 則行財政課長。

財政課長（則行 一松君） 財政課、則行でございます。議員さんの質問にお答えいたします。

条件付きの条件といたしましては、まず第1点が特定建設業の許可及び許可をもって築上町に指名登録をしている業者、それと大きなところでは、町外業者におきましては、経審の総合の評価値が1,100点以上、旧椎田町内の業者につきましては、1,100点以下でも特定建設業の許可があれば指名に参加できるということでいたしております。

その他につきましては、いろいろとありますけれども暴力団の関係者でないとか、県内に本社、本店、支店、支社等があるということ、それと工事実績、平成14年度以降に工事実績があると、

それとか技術者要件といたしまして、これにつきましては、資格、施工経験等の規定もいたしております。

以上でございます。（「入札はインターネットなのかどうか」と呼ぶ者あり）入札につきましては、通常の入札と同じ持参で行っております。

議長（田村 兼光君） 武道議員。

議員（15番 武道 修司君） インターネットですか。

財政課長（則行 一松君） インターネットでも公募につきましては、町のホームページに掲載をして公募いたしております。

議長（田村 兼光君） 武道議員。

議員（15番 武道 修司君） 今回、今までここまで大きな工事は下水道の配管でなかったのではないかなというように思います。小分けしてという言い方はおかしいかもしれないけど、一遍でそこまでやるというと、住民にも迷惑もかかるし少しずつした方がいいということと、場所を分けて、例えば、北のほうですれば南の方も少し、西の方をすれば東の方も少しと、全体的に分散することによって、住民に迷惑をかからない工事をやるというふうには以前は聞いてました。細かく分けることによって、地元業者にもいろんな面でのサポートというか、そういうようなこともできる。地元業者がすることによって、地域との連携の中で工事もスムーズに進むというふうな、いろんなことでされたというふうなことを私も聞いていたんですが、今回まとめてどんと大きく工事をして、なおかつ一般競争入札ですることによって、町外業者になったという、この後の案件もそうですけど、なぜこのような入札方法にされたのか。流れとしてこの方法をとった理由を教えてくださいというように思います。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 基本的には、人口密集地ということで迷惑を、推進工法で行うと。この中で町内業者の救済方策として、先ほど課長から申しましたが、旧椎田町内での一応工事でございますので、旧椎田町内の業者については一応ある程度入札参加機会を多く与えようということで公募しました。そしたら、3者が町内の業者でございました。そして、町外からゼネコンといいますが、2社が参加をしてきております。たまたま、最低価格で全部がということで、くじ引きになったわけでございますけれども、町内業者が残念ながら漏れたというふうなことで、こういう結果になったわけでございます。

議長（田村 兼光君） いいですか。吉元議員。

議員（7番 吉元 成一君） 今、武道議員からの質問あった件に関連するんですけど、これは推進工法というのをを使うわけですね。だから、外注が多いんですね。工事担当者。そうでしょう、そういうことで、こういう公募の仕方になったということですね。基本的に言うたら。ち

なみに、町内の特定建設業の許可を有している業者、何社います。

議長（田村 兼光君） 則行財政課長。

財政課長（則行 一松君） 旧椎田、旧築城を含めまして、特定建設業の許可を持っている業者は12社でございます。

議長（田村 兼光君） 吉元議員。

議員（7番 吉元 成一君） 続けて聞けばよかったけど、12社の内、築城と椎田は何社ずつですか。

議長（田村 兼光君） 則行課長。

財政課長（則行 一松君） 財政課、則行です。旧椎田につきましては5社です。旧築城につきましては7社が特定建設業の許可を持っております。

議長（田村 兼光君） 吉元議員。

議員（7番 吉元 成一君） この工事については、ほとんど外注ですよ。地元の地場業者、例えば普通、大手のゼネコンさんあたりが町内にきて仕事をする。落札すると、契約するとほとんどが町内や、近隣の市町の業者を下請けに使うんですよ。管理だけと言ったら失礼ですけど、現場代理人と現場を管理する体制だけは事務所をつくってやるんですが、ほとんど過去においては、そういう形態なんです。

今回は、この仕事については、当然町内の業者が仕事を一部下請けに入ったとしても、それはまたよそを連れてこないとできない仕事らしいですよ、この仕事は。でも、特定建設業の業者、これは、この仕事に絡んでですけど、特定建設業の業者が椎田に5社あって、3社だけが公募に出た。それは募集に応じた。2社については向こうの都合でしょうから知りませんちゃ、それまでかもしれませんが。特定建設業で指名組んだらどうやったんですか。町内の業者だけで。どうせ大手のこの落札した業者も、よそに分離発注するんでしょう。町内の業者が、例えば、推進工法の部分を仕事を下請けにもらったと、当然、特定建設業の業者だから相手方は部分的に切って、仕事を下請けに出していいという許可があるわけですよ。全面下請けはだめですけど。そういう受けたところで、町内の業者は赤字が出ても儲かることはないんです。というのは、そういう機械を持ってませんから、当然この落札した業者も機械持ってないと思います。専門のメーカーのところがリースしてきたり、専門に仕事をしているところを部隊を連れてきて、全部仕事を片付けていくんだと思いますよ。この仕事については、どこがとってもそういう形になりますけど、町内の業者がとったら、町内業者の育成って日ごろ言わないけれど、よく言うやないですか。町内の業者がとれば、この落札した業者からとられる歩合がなくなるだけです。同じ最低制限価格といっても、仕事しても汗かいた分、報われたかなという感覚が少しはあると思う。

今後、こういった仕事についても、そういったところを十分含んで考えていただければだ

めなんじゃないかと思う。それと、関連しているんですけど、ちゃんと決めたことは守って、議会で質問を受けて、それに答えたことについては守ってほしい。すべて言わなくても、それなら心当たりのある執行部の方おられると思いますけど、今回その程度でとどめておきますが、こういった事業のほかにもまた5,000万越したら全部こういう形で発注するという方針でいってますんで、まずこの次、築城で今、建設中のコミュニティセンターの外構工事ですか、これは一本で出したら5,000万じゃ落ちないでしょうし、そういった場合はちゃんときって仕事できるんですから、先ほど武道君が言われたような方法できて、地元の皆さんに大いに競争入札に参加してもらおうような形をとるといふ考え方についてはありませんか。

今後、築城だけでなく、椎田の分もついて。それと、こういった大きな工事について、築城とか椎田とか分けると、なかなかやりにくいと思うんですけど、その点についてどう考えていますか。

議長（田村 兼光君） 八野副町長。

副町長（八野 紘海君） 条件付一般競争入札につきましては、過去、火葬場、浄水、コミュニティセンター、3件実施を行いました。これについては、すべて1億円以上の要綱に基づく1億円以上の条件付一般競争入札、そして今回、新年度から5,000万という階級をして5,000万に下げたところ、条件付一般競争入札を行ったところです。

この1億から5,000万を下げた中で、今回の推進工の工事につきましては、6,000万、7,000万というような、ちょっと5,000万に近いような、下に近いような工事でございます。そしてその中で、これをどうするかということについては、指名委員会で議論しました。1,100点以上の業者が73社以上あるわけですけども、町外の指名登録の中で1,100点は、七十数社ございます。町内、先ほど財政課長が言いましたように12社あります。町内の実績ある特定建設あるものは、12社ほどございます。それについて、どういう形ですればいいのかわかっているのは、指名委員会3回ほど開いて議論をしたところです。素直に言えば、この工事は先ほど議員さんが申しましたように、指名でもいいんじゃないかなろうかというような意見も委員会の中では出たところです。そういう中で、初めての5,000万の中での施工でございまして、指名委員会の中でも、いろいろ議論がございまして、これについては5,000万から1億という幅広い中で、そして先ほど申しましたように、工事の形態によっては、規定を、絶対的に遵守すべきなのかどうかというのは今後検討といいますが、議論はしていく必要があるんじゃないかなろうかなと思っております。

そういうような中で今回、従来の3回の一般競争入札の施行が1,100点以上、もしくは町内の業者に限っては、過去10年間にわたって、同等の工事の施行がある社という形にしておりましたので、そういう方向の中で条件付一般競争入札をしたところです。

これについては、工事内容等によって、やはり検討はしていく必要があるんじゃないかなと思って、次の5,000万少し超えたところの工事についてはどうするのかっていうのを、やはり町内業者育成、町内に金が落ちるといようなことを踏まえて、検討はしていきたいなと思っております。

以上です。

議長（田村 兼光君） 吉元議員。

議員（7番 吉元 成一君） 私自身が勉強不足か、事情で言った発言かどうか知りませんが、今のこの最初、当時、今の今日の近隣あるいは全国的な市町村、全国でいけば市町村になりますけど、においては公募型の入札を試みだしたと。築上町はせんのかということで、議員さんからいろいろ指摘を受けまして、1億以上はやりますと町長は議場で言い切った。1億以上やっていますが、5,000万については、自分が記憶で定かでない言われたものか、それともなんか条例かなんかでうたったものが勉強不足で分からないんで、その点は今どうなっているんですか。それを聞いて質問するんですけど。指名委員会で決めちよるだけですか。

議長（田村 兼光君） 則行財政課長。

財政課長（則行 一松君） 財政課、則行でございます。議員さんの御質問に関しましては、築上町建設工事と指名競争入札に関する基本要綱の中で定めております。

以上でございます。

議員（7番 吉元 成一君） どこで、（発言する者あり）3回目の質問ちゃ。まあいいよ。次の機会があるやない。次の議案のとき、その時言うてもいいよ。やめれちゅうなら。（発言する者あり）

議長（田村 兼光君） 今、3回目か。

議員（7番 吉元 成一君） 今、3回目よ。今、聞いたの。それで質問しますやけ。（発言する者あり）

議長（田村 兼光君） 次にしようや。

議員（7番 吉元 成一君） 次も一緒やけ、理屈は一緒でしょ。

議長（田村 兼光君） 次でいいね。（「今、3回目」と呼ぶ者あり）

議員（7番 吉元 成一君） 3回目、おれは。議事の整理権は議長だから、議長がやめるって言ったらやめてもいい。

議長（田村 兼光君） さっき1回やったけど、何もせんやったけの。3回目として、ちゃんとした答弁せないかんよ。

議員（7番 吉元 成一君） 要綱とか言いますが、地方自治法にそれを守らなければ違反するとかいうような、かちつとした縛りのものかどうかつちゅうことも考えてほしいし、これはあ

くまで、僕は逆に町内業者育成とかいろいろな面で幅広くするんやったら、事によっては、1億以上の仕事も指名競争入札でも僕は構わんと思っているんですよ。それを周りから言われるから、1億を5,000万に下げたと。

後退的な意見かもしれませんが、後ろに下がった意見かもしれませんが、だからこうしたんだと言うけど、あなた方が指名組んだら、何か悪いことをしたんですか。そういうつもりで、組むんじゃないんでしょ。だったら、地場業者の育成のためにも、やっぱりもうちょっと扉を開くようなことを、今後指名委員会の中でも考えてほしいということを言いたかったし、それと罰則については、例えばペナルティを課せました。入札がどんどん出ていない、自分とこの業者は関係ない時に期限が過ぎました。もう罰を与えましたというような話にはならんと。そのことも含めて言うておきます。

今回はこの件については、今後この件については、そういう形で今回はとらなきゃ仕方なかったということが分かりましたけど、今後は前向きにそういうふうを考えてほしいということです。議長（田村 兼光君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第86号について採決を行います。議案第86号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第86号は原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第6・議案第87号

議長（田村 兼光君） 日程第6、議案第87号工事請負契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第87号工事請負契約の締結について、公共下水道事業、椎田処理区管渠築造工事（3-4工区）について、次のように工事請負契約を締結するものとする。

平成24年10月19日提出、築上町長新川久三。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第87号も、工事請負契約の締結についてでございます。椎田処

理区管渠築造工事（3 - 4 工区）でございます。場所は、延塚会館から東向きに約70メートルですか、何と言いますか、国道に下りのほうに向かっての、ちょうど森のお茶屋さんのところぐらいいまでですかね。そこを同じ工法で行うわけでございます。

入札は、別紙結果表のとおりでございますけれども、先ほどの業者と同じ業者で、一応一般競争入札の申し込みがございましたので入札を行いました。結果は、徳倉建設株式会社九州支店が、消費税込みで5,722万5,000円で一応くじで落札ということで契約をしておるものがございます。よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第87号について採決を行います。議案第87号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第87号は原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第7・議案第88号

議長（田村 兼光君） 日程第7、議案第88号物品売買契約の締結についてを議題とします。

職員の朗読に続いて、提案理由の説明を求めます。吉留総務課長。

総務課長（吉留 正敏君） 議案第88号物品売買契約の締結について、町単独事業、築上町パソコン等更新について、次のように物品売買契約を締結するものとする。平成24年10月19日提出、築上町長新川久三。

議長（田村 兼光君） 新川町長。

町長（新川 久三君） 議案第88号は、物品売買契約の締結についてでございます。

本案は、築上町のパソコンを一応すべて更新する事業でございます。平成24年10月3日に5社を指名いたしまして、競争入札を行いました。結果は別紙のとおりでございますが、株式会社BCCが、消費税込みで2,833万500円で落札をいたしました。

なお、この指名について8社いたしておりますけれども、3社が辞退ということでございます。基本的には、遠いとか、それから見積もりが合わないということで辞退をしておるところござ

います。

そういう形の中で、あとは18ページに資料に記載しておりますけど、結果表のとおりでございますし、よろしく御審議をいただき、御採択をお願い申し上げます。

以上です。

議長（田村 兼光君） 説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方。工藤議員。

議員（5番 工藤 久司君） この説明資料にも書いてありますので、機械の更新については理解もできるのですが、約300台のパソコンが更新されるわけで、前回、合併時にこれ以上の金額で入札、落札されたんじゃないかなと思います。今、現在使っているパソコンが決して使えないわけでもないですし、これを更新するにあたって、例えば、パソコンの機械を再利用しようとかというような議論はなかったかどうかをお尋ねします。

議長（田村 兼光君） 吉留課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課の吉留です。パソコンの機器の更新につきましては事由は資料の19ページの上段にあるとおりでございます。現在使っているパソコンが、もう合併時から使っておりますので、今後これを使い続けるということは、故障した際にメーカー保証がございません。そういうことで、そういった場合、パソコン等に保存している情報等が失われるということがございますので、今回すべて更新したいということでございます。

議長（田村 兼光君） 武道議員。

議員（15番 武道 修司君） 私の言い方が悪かったかもしれませんが。再利用というのは、そういう意味ではなくて、結局これを業者さんが持っていくというか、処分するような形で考えているんじゃないかなと思うんですね。そうじゃなくて、これは買い換えないかんというのは分かります。減価償却はパソコンは、大体4年と言われているじゃないですか。6年経ったわけですから、これを変えないかんはわかるんですが、現在使っているパソコンを例えば、どっかの施設とか学校とかいるんなところに再利用をする話はなかったかなということをお聞きします。

議長（田村 兼光君） 吉留課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課の吉留です。現在使っているパソコンにつきましては、業者が有償で引き取りたいという申し出がきております。一応、不要になったパソコンは各課に問い合わせをいたしましてそれぞれ再利用する予定がないかどうか等聞き取りして、残ったパソコンについては、有償で引き取ってもらえるところに引き取ってもらおうという考え方であります。

以上です。

議長（田村 兼光君） いいですか。工藤議員。

議員（5番 工藤 久司君） 有償でということで、それが金額的なもので、大体幾らぐらいの

交渉をしているのか最後にお聞きします。

議長（田村 兼光君） 吉留課長。

総務課長（吉留 正敏君） 総務課の吉留です。現在、打ち合わせをしておる中では、具体的な金額の提示はございません。あくまでも、その処分をする当時の時価でということだけでございます。

以上です。

議長（田村 兼光君） いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。反対意見のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） これで討論を終わります。

これより議案第 88 号について採決を行います。議案第 88 号は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（田村 兼光君） 異議なしと認めます。よって、議案第 88 号は原案のとおり可決することに決定しました。

・

議長（田村 兼光君） 以上で本日の日程はすべて終了しました。

これで平成 24 年度第 2 回築上町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時48分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員